

第2次補正予算による追加支援策

5月27日(水)に閣議決定した「2020年度第2次補正予算案」に基づく支援内容について概要をご案内いたします。なお、これらの事業は、令和2年度第2次補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがありますのでご注意ください。

なお、事業の詳細は決定次第、弊社Twitter(ツイッター)で速報としてご案内させていただきますので、是非フォローしておいてください。

◆ 資金繰り支援

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付に関して、融資限度額・借換限度額・利下げ限度額の引き上げが実施されます。
2. 利子補給限度額が3000万円から、4000万円に引き上げされます。

◆ 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」が支給されます。

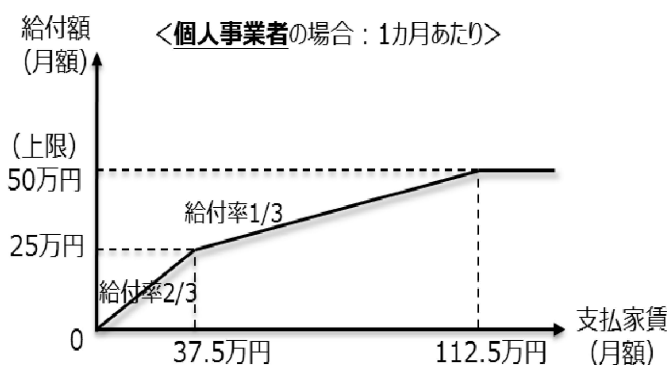
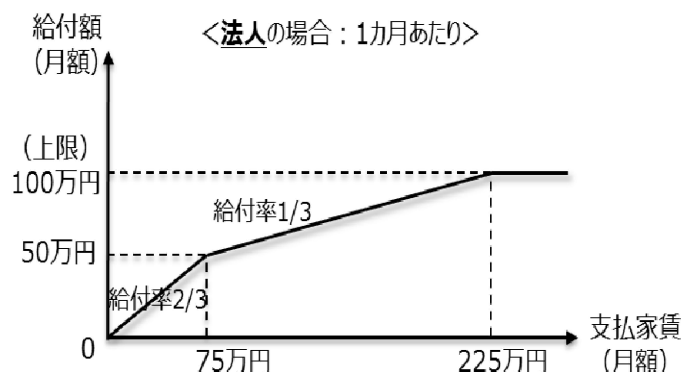
【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金が支給されます。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額】

申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)が支給されます。具体的な給付率・給付上限額は下図の通りです。



◆ 海外サプライチェーン多元化等支援事業

製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。補助対象は、企業によるASEAN諸国等への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査で、

CONTENTS

第2次補正予算による

追加支援策	P.1
特別定額給付金への	
所得税の課税の有無	P.2
生産性向上特別措置法による	
固定資産税の特例措置が	
拡充・延長	P.2
自筆証書遺言の保管制度	P.3
労働保険	
年度更新手続き開始	P.4
健康保険・厚生年金保険	
算定基礎届の提出	P.4
在宅勤務導入時の	
情報セキュリティ	P.5
6月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



補助率としては、中小企業等グループ 3/4以内、中小企業 2/3以内、大企業 1/2以内です。

◆ 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

【資本劣後ローン】

日本公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

◆ 「小学校休業等対応助成金・支援金」の上限引上げ及び対象期間の延長

2020年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円（従来は8,330円）に引き上げます。また、対象適用期間も、2020年2月27日～9月30日（従来は6月30日）まで延長されています。

特別定額給付金への所得税の課税の有無

1. 特別定額給付金とは

特別定額給付金とは、当初、4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月20日に一部変更された際に実施することとされた1人あたり一律10万円の給付を行うという国の施策です。

給付対象者は、2020年4月27日の時点で、各市区町村の住民基本台帳に記録されている人です。また、受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主です。このため、特別定額給付金の申請は世帯主が行い、世帯主が世帯分をまとめて受け取る形となっています。

申請方法は各自治体によって異なりますが、「マイナンバーカード」を利用し、「マイナポータル」にてオンラインによって行う方法と、世帯主宛てに送られる申請書類に必要事項等を記入して郵送する方法の2通りがあります。なお、申請にあたっては、振込先口座確認書類等の添付書類が必要とされています。



2. 特別定額給付金への課税の有無

4月30日に公布・施行された国税関係法律の特例法では、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から、市町村又は特別区から給付される特別定額給付金については、所得税を課さない」と定められています。

したがって、今回私達が受け取る10万円の特別定額給付金に対しては、所得税は一切課税されないこととなります。

生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置が拡充・延長

生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の新規投資を促進すべく、固定資産税の特例（固定ゼロ）が拡充・延長されることとなりました。

この制度は、自治体の「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、自治体の判断により固定資産税の特例を受けることができる制度です。固定資産税（通常は評価額の1.4%）が、投資後3年間、自治体が条例で定めた税率（ゼロ～2分の1）に軽減されます。

今回の拡充により、適用対象に事業用家屋と構築物（塀、看板（広告塔）や受変電設備等）が追加されます。

事業用家屋は「取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの」、構築物は「旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの」が対象となります。

更に、2020年度までとなっている適用期限が2年間延長され、2022年度（2023年3月末）までとなりました。

この特例は、国から導入促進基本計画の同意を受けた市町村における固定資産税が対象となります。3月末時点で全国1,647自治体が該当し、うち1,642の自治体でゼロに軽減しています。

自筆証書遺言の保管制度

2020年7月10日施行予定の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により、自筆証書遺言の保管を法務局へ申請できる制度が始まります。

こちらの制度を利用することにより、自宅で保管しているときに起こるかもしれない、紛失、改ざんや隠ぺいなどのリスクをなくすることができます。

また、遺言者の死亡後、自筆証書遺言を相続人が発見すると家庭裁判所で検認の手続きをしなければなりません。今回の保管制度を利用しますと、検認の手続きは不要となります。

今回の制度で、保管の対象となる遺言は自筆証書遺言(民法968条)です。従来は封をして保管しておくことが必要でしたが、法務局で保管される遺言は封がしていないものになります。

具体的な保管の申請の流れは、下記の図にもありますが、



1. 自筆証書遺言の作成
2. 保管をする法務局へ出向き、申請

となり、保管申請の手数料は1件3,900円で、公正証書遺言や信託銀行による遺言信託サービスよりも、かなり安価に利用することができます。

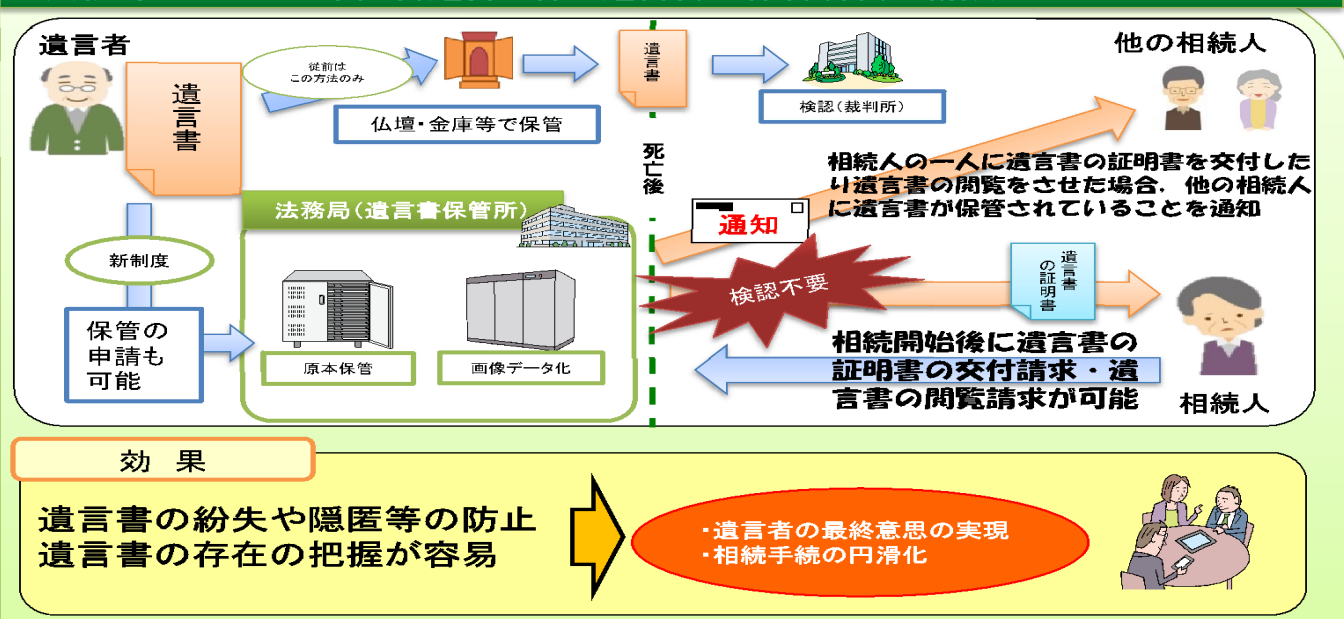
保管申請をするときは、どこの法務局でもよいというわけではありません。申請者(遺言者)の住所地か本籍地か所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局へのみ申請が可能となります。また、申請をする際には、必ずご予約の上、出向いていただく必要がありますのでご注意ください。

申請の際にご注意いただくことは、自筆証書遺言の内容について法務局は相談にのることはできないという点です。内容に不備があるとせっかくの遺言が使用できず、意味の無いものとなってしまいます。したがって、内容に不安のある場合には、事前に当方までご相談ください。

法務省
法務局における自筆証書遺言書保管制度について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	3,900円/件
遺言書の閲覧の請求(モニター)	遺言者・関係相続人等	1,400円/回
遺言書の閲覧の請求(原本)	遺言者・関係相続人等	1,700円/回
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1,400円/通
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	800円/通
申請書等・撤回書等の閲覧の請求	遺言者・関係相続人等	1,700円/件

○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



労働保険 年度更新手続き開始

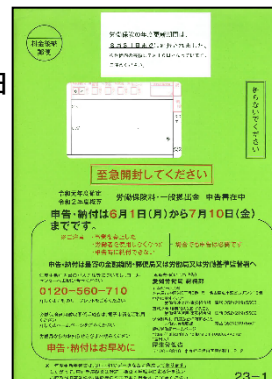
労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日までに申告・納付する必要があります。(今年は、**8月31日まで期限が延長**されています！)

1. 労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。

その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付する(もしくは還付を受ける)ことになっています。つまり、2020年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ① 2019年度の確定保険料額
- ② 2020年度の概算保険料額
- ③ 2019年度の確定保険料額と2019年度の概算保険料額の差額



**期限は
8月31日に延長**

2. 労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者(雇用保険については被保険者のみ)に支払われた前年度の賃金総額に、保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

[概算保険料]

概算保険料は、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。

健康保険・厚生年金保険 算定基礎届の提出

1. 算定基礎届とは

社会保険の算定基礎届とは、標準報酬月額が実際の報酬額とかけ離れることのないように、年ごとに行われる見直し作業、いわゆる「定時決定」の際に提出する届出書のことです。

社会保険料は、会社と従業員である被保険者が必要な金額を折半して負担します。実際に会社や被保険者が負担する保険料は、毎月支払われる給与や賞与などの報酬に比例した金額ですが、毎月支給される報酬は変動するものであるため、社会保険料の計算に手間がかかります。そこで、社会保険(健康保険・厚生年金保険)では、その手間を省くために便宜的に「標準報酬月額」を決定し、原則的に1年間は固定で社会保険料を徴収しています。

2. 算定基礎届の対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

**期限は
7月10日**

3. 標準報酬月額の考え方

標準報酬月額の計算には、残業代や各種手当も算定対象に含まれます。

標準報酬月額の算定対象となる期間は4月、5月、6月の3ヶ月です。毎年7月1日現在でその事業所に使用されているすべての被保険者について、この3ヶ月の報酬総額を3で割って報酬月額を算定しています。

お知らせ

年度更新手続き(労働保険)、算定基礎届(健康保険・厚生年金保険)ともに弊所において手続き代行しておりますので、遠慮なくお申し付けください。

在宅勤務導入時の情報セキュリティ

新型コロナウイルス対策の一環として、在宅勤務を導入した企業が急速に増えてきました。今後の働き方の変化の可能性を想定し、情報セキュリティの観点から、在宅勤務導入時における注意点について確認してみましょう。

在宅勤務を導入するには、以下の4つのステップを踏む必要があります。

- STEP1. 在宅勤務におけるセキュリティリスクの洗い出し
- STEP2. セキュリティリスク低減に向けた管理策の決定
- STEP3. 在宅勤務社員への教育
- STEP4. ルール遵守状況の確認



在宅勤務におけるセキュリティリスクの洗い出し、及び管理策を決定する際には、以下の1～4について検討するようにしましょう。

1. 持ち出しリスクと管理策

機密情報の社外(自宅)持ち出しが増えるため、移送時の紛失リスクが高まります。「いつ」「誰が」「どのような機密情報を」持ち出したのかをきちんと記録に残すとともに、社内への返却プロセスまで管理することができるよう、持ち出し申請管理方法について検討する必要があります。

2. マルウェア感染リスクと管理策

企業側が用意した通信環境・端末ではなく、自宅の通信環境・端末で業務を行えば、マルウェア(悪意のあるソフトウェア)感染のリスクが高まります。通信環境・利用可能端末・アプリケーション等は、必ず会社側で事前に選定・指定するようにしましょう。

3. 窃盗リスクと管理策

悪意のある第三者が自宅へ侵入すれば、個人資産だけでなく、企業資産まで奪われることになります。自宅の戸締りを十分徹底させるとともに、機密情報は施錠可能なスペースへ保管させるなど、自宅での安全管理策を徹底させましょう。

4. 廃棄リスクと管理策

シュレッダーやマスキングテープ等、機密情報の廃棄環境が整っていないことにより、機密情報が自宅の一般ゴミ経由で漏洩するリスクも高まります。紙媒体の機密情報を自宅で廃棄することは禁止し、出社時に会社へ返却・廃棄(又は会社指定の方法で郵送)させる等、リスクの低減を図りましょう。

安全な環境で社員の皆様が在宅勤務できるよう、情報セキュリティ対策について、事前に検討しておきましょう。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(水)
所得税の予定納税額の通知	6月15日(月)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	申告期限 } 6月30日(火) 納 期 限 }
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

会社の存在価値は事業を通じた社会貢献にある。
つねにお客さまの要望を満たし、お客さまに尽くしつつける。
そうすれば利益は後からついてくる。

仕事の価値、会社の存在意義は、お客さまの要望にどれだけ応えられたか、企業としていくら収益が出せたかの二つによって決まるものだと思います。つまり、企業は単なる利益追求集団であってははいけません。事業を通して、人や社会に貢献する気持ちがなくてはなりません。利益は追求するものではなく、一生懸命お客さまに「尽くした」後からついてくるものだと思うのです。

宅急便の生みの親である故・小倉昌男さん(元ヤマト運輸会長)は、「サービスが先、利益は後」を社員に徹底させたそうです。ファミリーレストランでは子どもの注文から先にテーブルに出す例もあります。こうしたお客さまの満足を最優先する姿勢が——結果的に——その会社に利益をもたらし、企業の社会的価値を上げるのであって、利益が直接名誉を運んでくるわけではありません。

利を得ようとしたら、まず、人の利を図れ、です。「尽くしつつけてこそナンバーワン、オンリーワン」。この奉仕の姿勢を忘れたくないものです。

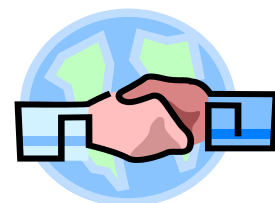
私も、正しく変化したぶんが存在価値であり、出来栄えの未熟さの原因のすべては自分にあり、の姿勢で日々生活しております。
(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一郎著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

